



奄美審第3号  
平成25年7月8日

国土交通大臣 太田昭宏 殿  
総務大臣 新藤義孝 殿  
農林水産大臣 林 芳正 殿

奄美群島振興開発審議会  
会長 原 口 泉



奄美群島の振興開発について

本審議会は、奄美群島振興開発計画の最終年度にあたり、奄美群島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、奄美群島振興開発特別措置法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

記

昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、昭和29年の復興計画以来、数次にわたり振興開発のための計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置、関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、社会資本の整備が着実に進むなど一定の成果が見られ地域住民の生活水準が向上したほか、本土との所得格差を是正するために有効な、高付加価値型農業の進展、観光、情報通信の分野での群島一体となった取組みの環境整備等が見られたところである。特に本年2月には、奄美群島内市町村が、群島一体となった施策の展開を行い、同群島の成長を自発的に推進するための「成長戦略ビジョン」を策定した。鹿児島県は、振興開発計画の策定主体として、奄美群島の社会経済の現状、課題及び振興開発事業の成果等を「総合調査報告書」として、今後の振興開発の方向をとりまとめた。奄美群島では、自立的経済社会への転換を目指して、こうした成長戦略ビジョン等に基づき、さらに本格的な取組みが進展することが期待されている。

しかしながら、奄美群島においては、本土との間に所得水準をはじめとする経済

面・生活面での諸格差がいまだ残されている等様々な課題がある。まず、若年層の人口流出が続いていることから、産業の発展等によりこの層を中心とした雇用機会の拡大を図ることが引き続き自立的発展に向けての大きな課題として残されている。また、離島における公共交通の確保維持に向けた取組みは進めているものの、航路航空路に係る利用者数等が低位であることが高い費用へと循環する構造により、その費用負担に地理的条件に起因する格差が生じている。加えて、昨年は台風の接近数が統計開始以来最多で農産物への被害が多大であったなど、自然的条件に起因する制約が一層厳しくなっていることも含め、条件不利性に起因する課題が顕在化している。さらに、奄美群島内の均衡ある発展という観点から、引き続き既存施設の老朽化対策等を含めた社会資本等の整備及び維持管理を各島において進めていく必要がある。

一方で、奄美群島は世界的にみても生物多様性保全の上で重要な地域である。「奄美・琉球」については、本年1月、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが政府として決定されたところであり、世界自然遺産への登録に向けて、国立公園の指定など保護担保措置の充実・希少種の保護及び外来種対策の推進等の積極的な環境保全が必要とされており、保護管理体制の更なる充実を図る必要がある。

離島の国家的な役割が再認識される中、今後の奄美群島の振興開発においては、より一層の自立的発展に向けて、これまで不利性としてとらえられてきた地理的、自然的条件等を、豊かな自然環境、多様で個性的な伝統文化、長寿・子宝・癒しの島などといった、島ごとの独自性・多様性こそが他の地域に無い優位性のある魅力と価値であるととらえ、その潜在的な魅力を磨き上げつつ優位性の発想に基づく地域振興を進め、地域主体の取組みの定着を図ることが重要である。これらの特有な魅力と価値については、群島民一人ひとりがしっかりとその認識を共有して、地域において次世代につなぐよう取組むとともに、島内外に情報発信していくことが重要である。

その際、自立的で持続可能な発展のための取組みは、地域が自らその責任のもと着実に施策を実行することが必要であるが、今回策定の「成長戦略ビジョン」の実現に向けた取組みと、これを踏まえ鹿児島県自らも振興開発を推進しようとする取組みはこれに当たると考えられるため、今後はこれらの取組みを後押しする交付金など、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を行う仕組みが必要である。

今後の振興開発にあたっては、奄美群島の魅力を最大限に活かして、農業、観光、情報通信を雇用創出のため成長が期待される重点3分野とし、これらの背景となっている文化の活用、担い手である人材確保のための定住の促進を進める方向性について、「成長戦略ビジョン」の策定等を通じ、幅広く関係者の間で共通認識となっている。この観点から、特に、農業については、さとうきびを基幹作物としつつ、

農産物を輸送するための費用を低減させることにより、島ごとの特性・独自性を活かした高付加価値型農業の進展を図り、その地域ブランド化や農産品を活かした6次産業化を図るとともに就業者を確保するなど、戦略的な取組みを推進することが必要である。観光については、世界自然遺産登録に向けた動きを魅力向上の好機ととらえるべきである。また、生活や産業振興の生命線であり奄美群島発展の基礎基本である航路航空路の確保維持に向けての施策の充実・強化と、入込客数を増大させることなど、総合的な振興策に取り組むことにより、運賃の軽減を図ることとする。情報通信については、島外からの企業誘致と産業を支える人材の育成により、群島内における産業集積を図り、さらに、農業、観光の分野に情報技術を提供することにより一層の振興に貢献することが重要である。

独立行政法人奄美群島振興開発基金については、奄美群島で融資・保証業務を一元的に行う機関であり、振興開発計画に基づく事業に必要な産業資金を供給する等重要な役割を果たしてきているが、同時に、繰越欠損金の解消が重大な課題であるとの問題意識の下、今後とも同基金が責任をもってその機能を適切に果たしていくためには、業務の内容面、組織運営面での改革の推進により、繰越欠損金の解消を軌道に乗せ、加速することが必要である。そして、地域に根ざした、一般の金融機関を補完する政策金融を担う機関として、ステークホルダーである鹿児島県や地元市町村の施策とも連携し、資金需要の掘り起こし機能やコンサルティング機能を強化して今後の成長が期待される分野の中小企業・小規模事業者を支援することが重要である。なお、今後、政府の独立行政法人改革の取組みの中で新たな検討が必要となった場合には、同基金のあり方について所要の対応を検討する。

以上のような施策を展開していくためには、政府は、平成26年度以降の奄美群島の振興開発についても、国が策定する基本方針の下、地域住民の参画と関係市町村の自助・自立のための努力を基にして、引き続き鹿児島県が国等の関係者と連携していくことを基本とする法的枠組みにより、奄美群島振興開発計画に基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。なお、この際、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和も考慮すべきである。

また、奄美群島が自立的発展を着実に実現していくために鹿児島県において振興開発計画の状況をフォローするための仕組みを設けたところであるが、さらに一層、適時的確に諸施策の目的の明確化と定期的な評価が可能となるようなものとなるよう検討を加えるべきである。



奄美審第3号  
平成20年6月25日

国土交通大臣 冬柴鐵三殿  
総務大臣 増田寛也殿  
農林水産大臣 若林正俊殿

奄美群島振興開発審議会  
会長 宮廻甫



### 奄美群島の振興開発について

本審議会は、奄美群島振興開発計画の最終年度にあたり、奄美群島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、奄美群島振興開発特別措置法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

#### 記

昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、昭和29年の復興計画以来、数次にわたり振興開発のための計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、地域住民の生活水準が向上したほか、高付加価値型農業や焼酎産業の進展等もみられる。特に、現在の奄美群島振興開発特別措置法により振興開発計画の策定主体が国から県に移行し、地域住民の参画も得て関係地方公共団体により主体的な計画が策定された。このため、そうした計画等に基づき自立的経済社会への転換を目指して地域の特徴や伝統文化を踏まえた観光や交流活動等が積極的に展開され、自立的発展について、その萌芽がみられる等一定の成果をあげている。

今後の奄美群島の振興開発においては、より一層の自立的発展に向けて、地域主体の取組の定着を図ることが重要である。具体的には、奄美群島では、これまで不利性としてとらえられてきた地理的、自然的条件等を他の地域に無い優位性のある魅力と資源としてとらえ、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりが広がってきたが、さらに、地域の主体的取組を一層進めるため、ボランティアやNPO等とともに「新たな公」を育むシステムの構築を行うことが必要である。

一方、奄美群島においては、本土との間に所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差がまだまだ残されている等様々な課題がある。特に若年層の人口流

出が続いていることから、産業の発展等によりこの層を中心とした雇用機会の拡大を図ることが引き続き自立的発展に向けての大きな課題となっている。また、奄美群島内の均衡ある発展という観点から引き続き社会資本等の整備を各島において進めていく必要がある。

雇用機会の拡大については、地域の特性を踏まえた地域産業の振興開発を進めるとともに、人材育成を図ることが重要である。この観点から、特に、農業については、島ごとの特性・独自性を生かした高付加価値型農業の進展を図ること、観光については、地理的に東アジアに開かれた位置にあるという利点を生かすとともに沖縄等奄美群島近隣地域との連携を図ることや奄美群島固有の自然・文化を生かすこと、情報通信については、情報通信基盤の整備を進めるとともに情報通信技術の活用による産業の振興を図ることが重要である。また、情報通信技術を活用して離島においても競争力がある高付加価値な製品を生産する企業の誘致を図ることも重要である。

奄美群島の自立的発展を促すためには、総合的かつ戦略的な諸施策の実施が必要であり、このため、引き続き、ハード施策とソフト施策を一体的に実施することが必要である。特に、ソフト施策については、ハード施策の効用を最大化するため、産業の活性化、人材育成、二地域居住等の地域間交流の促進等を図り、奄美群島の特徴や魅力を積極的かつ印象深く情報発信することが重要である。

一方、奄美群島の豊かな自然を守るため、環境保全のための施策に積極的に取り組むことが必要である。

以上のような施策を展開していくためには、振興開発計画に関し、地域住民の参画と地元の自助努力を基にして、鹿児島県や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、各種施策を効果的に実施することが必要である。このため、政府は、関係地方公共団体と協力して平成21年度以降の奄美群島の振興開発のため、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。なお、この際、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和も考慮すべきである。

なお、独立行政法人奄美群島振興開発基金については、奄美群島で融資・保証業務を一元的に行う機関であり、一定規模の産業資金を供給する等同群島の振興開発に重要な役割を果たしてきたが、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）を踏まえ、自己収入の増加等により財務状況の健全化を一層進める一方、地方公共団体等様々な機関とのネットワークを構築し、資金需要の掘り起こし機能や企業のコンサルタント的役割を強化して起業段階にあるベンチャー企業や事業転換又は事業の多角化を図ろうとする企業をはじめとする地域の事業者を支援する等地域に密着した金融業務を行うべきである。

また、奄美群島が自立的発展を着実に実現していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討するべきである。